

◎新規のお客様の初回相談料について

相談料は30分あたり5,000円（別途、消費税）とさせて頂いております。その後、顧問契約の締結や税務申告のご依頼をいただいたお客様につきましては、報酬発生時に通常料金から新規相談時の料金を引きいたします。

なお、弊所までお越し頂けない場合、ご訪問することも可能です。この場合、相談料とは別に日当10,000円（別途、消費税）と実費交通費を請求させて頂いております。

◎新規のお客様のご依頼期日について

申告期限までに作業時間が十分に確保できないご依頼については、お受けできない場合があります。

ご依頼期日の目安は、下記のとおりです。なお、適正な申告を行うために、事前のご相談をお願いいたします。

法人	→ 決算期末の2か月前まで
	(ex.令和6年3月決算5月申告の場合→令和6年1月末まで)
個人事業	→ 確定申告を行う年の翌年1月20日まで
	(ex.令和5年分の確定申告の場合→令和6年1月20日まで)

◎報酬及び契約の締結について

報酬（別途、消費税）のおおよその目安は下記のとおりです。

【税理士業務】

・顧問報酬

年額 240,000円～

・申告書の作成報酬

法人 150,000円～

個人（事業所得） 80,000円～

個人（不動産所得） 50,000円～

個人（給与等） 10,000円～

【公認会計士業務】

・会計監査

基本料金 200,000円～ + 見積執務時間数×20,000円 + 出張日当等

・コンサルティング業務

執務時間数×20,000円 + 出張日当等

なお、ご依頼業務の内容や関与度合い等の状況により大きく変わってきます。したがって、契約を締結する際には、事前にお客様のご要望を詳細にヒアリングさせて頂き、想定される作業量に基づいてお見積書を提出しております。

◎顧問契約について

税理士業務の顧問契約を締結する場合の契約期間は、原則として1年間となっております。その後はご要望がなければ自動更新となります。

決算のタイミングで業務内容の確認をさせて頂きますが、契約期間の途中においても変更等のご希望があればお気軽にご相談下さい。

◎契約外の業務を実施した場合について

顧問契約の期間内に下記のような事由が発生した場合には、ご相談により顧問料を変更させて頂いております。

- ・事業規模や事業内容が変動した場合
- ・決算期を変更した場合
- ・消費税が免税事業者から課税事業者になった場合
- ・消費税が課税事業者から免税事業者になった場合
- ・月次決算の確認のタイミングが変更となった場合

◎顧問報酬について

下記の業務については、原則として発生の都度、別途請求させて頂いております。

なお、顧問契約に含まれる業務もありますので、お気軽にご相談ください

【スポット業務】

- ・年末調整及び給与支払報告書の作成（以下、すべて税抜金額）
基本料金 5件まで 20,000円 1件ごとに+2,000円
- ・法定調書の合計表の作成
基本料金 15,000円
- ・償却資産税申告書
基本料金 10,000円 全部資産及び減少資産 1件ごとに+1,000円
増加資産 1件ごとに+2,000円

上記は電子提出が可能な場合の報酬です。紙面で提出する場合はお問い合わせください。

【相談業務】

- ・自社株評価
100,000円～
- ・相続税額の試算
50,000円～

【税務調査】

- ・税務調査の立会
1日当たり 50,000円
- ・税務調査に伴う税務署との交渉業務
50,000円～ なお、簡易な折衝で済んだ場合、修正申告書の作成報酬から割引します
- ・税務調査に伴う修正申告書の作成
1事業年度ごとに決算報酬の30%～

【確定申告】

- ・ 顧問契約をしている法人の社長（親族を含む）に関する所得税確定申告
1 件 15,000 円～ 事前にお見積りします

【その他】

- ・ 事務所外へ訪問する際の日当（別途、時間単位の相談料等を請求する場合）
一律 10,000 円
- ・ 上記以外の日当

1 時間未満の場合	10,000 円
1 時間以上 3 時間未満の場合	30,000 円
3 時間以上 7 時間未満の場合	60,000 円

◎お客様のご要望について

原則的にはお客様のご判断を尊重しております。

ただし、お客様のご判断が税法の基準やコモン・ローに照らして妥当でない場合や、極端な節税のみを目的とした取引がある場合には、課税上のリスクをご説明させて頂き、ご納得いただけないようであれば税務申告をお断りさせて頂きます。

2024.8.1